

災害時における有害化学物質調査の協力に関する協定

横浜市（以下「甲」という。）と横浜市環境技術協議会（以下「乙」という。）は、災害時における有害化学物質の調査協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において環境中に飛散、漏えい又は流出した有害化学物質の調査に関し、甲が乙に協力を求める際の必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項で定める災害をいう。
- 2) 有害化学物質 大気汚染又は水質汚濁などの原因となり、人の健康や生活環境に悪影響を及ぼす物質又は及ぼすおそれがある物質をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、災害が発生した場合において、有害化学物質の調査を必要とする時は、乙に対し協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の要請を受けた場合は、調査に協力可能な者（以下「調査協力者」という。）を甲に推薦するものとする。ただし、やむを得ない理由があるときは、乙は甲からの要請を辞退することができる。

3 第1項の要請は、甲及び調査協力者の承諾をもって成立する。なお、承諾にあたって調査協力者は、この協定の趣旨を十分に理解するものとする。

（調査の実施）

第4条 甲は、調査依頼にあたって、調査が円滑に実施されるよう調査協力者と調整するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2 調査協力者は、作業を行う人員の身体に危険が生じると判断した場合には、速やかに調査の実施を中止し、その旨を甲及び乙に連絡する。

（契約の締結）

第5条 調査協力者が実施する調査に経費が発生する場合は、甲及び調査協力者は、横浜市契約規則（昭和39年3月規則第59号）に従い契約を締結する。

2 前項の調査に要した経費の額は、災害発生直前における適正単価より算出した額を基準として、甲と調査協力者が協議して決定する。

（報告）

第6条 調査協力者は、調査結果を速やかに甲及び乙に文書で報告するものとする。ただし、緊急の場合で文書により報告することができないときは、口頭又は電話等で報告し、事後速やかに文書で報告するものとする。

（損害補償）

第7条 本協定に基づく活動に従事した者に係る損害補償については、横浜市震災対策条例（平成25年2月条例第4号）の規定の例により、甲が補償するものとする。

（平常時の協力）

第8条 甲及び乙は、災害発生時にこの協定が円滑かつ迅速に運用されるよう、平常時において、訓練や研修等を連携して実施するものとする。

2 前項の規定に係る実施事項及び費用負担等については、甲と乙が協議して決定する。

（連絡体制等）

第9条 甲及び乙は、災害発生時に円滑に本協定で定める活動ができるよう、協力体制の整備に努めるとともに、定期的に連絡体制の情報を交換するものとする。

2 甲及び乙は、必要に応じて連絡会議を開催することができる。

（守秘義務）

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく活動において知り得た相手方に関する機密を第三者に提供してはならない。

（実施細目）

第11条 この協定の実施に関する必要な細目は、甲と乙が協議して定めるものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第13条 この協定は、協定の締結の日から発効し、その有効期限は令和3年3月31日までとする。ただし、甲乙のいずれからでも、期間満了の1か月前までに本協定を終了する旨の通知がないときは、引き続き1年間この協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、第10条の規定は、この協定が失効した後においても、なお効力を有する。

（従前の協定の失効）

第14条 甲と乙の間で平成11年8月31日に締結した「災害時における有害化学物質調査の協力に関する協定」は、この協定の締結をもってその効力を失う。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲と乙は記名押印のうえ各1通を保有する。

令和2年12月1日

甲 横浜市中区本町6丁目50番地の10
横浜市
横浜市長 林 文子

乙 横浜市金沢区福浦二丁目11番地7
横浜市環境技術協議会
代表幹事 増田 健一